

# 中小企業が簡単に利用できる新しい会計ルールについて

## ～「中小会計要領」は、すべての中小企業が利用できます～

これまで、上場企業向け会計ルールはありましたが、中小企業が利用するには、非常に難しいルールでありました。

そこで、中小企業の実態を考えてつくられた新しい会計ルールが、「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」です。

### 1. 中小企業向けの会計ルールが用意されています

中小企業向け会計ルールは、今回つくられた「中小会計要領」の他に、「中小企業の会計に関する指針(中小指針)」があり、中小企業はどちらも利用できます。

「**中 小 指 針**」…会計専門家が役員となっている会社向けで、一定の水準を保った会計処理を示した  
もの。税効果会計を含む18項目についてルールを示している。

「**中小会計要領**」…「中小指針」に比べて簡便な会計処理をすることがふさわしい中小企業向けに策定されたもの。

### 2. 「中小会計要領」の会計ルール

中小企業の実態に配慮して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、次の14項目の会計ルールが示されています。(中小会計要領では、それぞれ準拠すべき会計処理方法が示されています。)

1	収益、費用の基本的な会計処理	8	固定資産
2	資産、負債の基本的な会計処理	9	繰延資産
3	金銭債権及び金銭債務	10	リース取引
4	貸倒損失、貸倒引当金	11	引当金
5	有価証券	12	外貨建取引等
6	棚卸資産	13	純資産
7	経過勘定	14	決算書注記

自社の決算書作成における会計処理が「中小会計要領」に従っているかの確認は日本税理士連合会のチェックリストをご活用下さい。

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/youryouchecklist120327.pdf>

### 3. 「中小会計要領」を活用して得られる効果

- 決算書の信頼性が向上します。
- 自社の財務状況が明らかになり、的確な投資判断や経営改善等ができます。
- 金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながります。

→ つまり、財務経営力の強化が図られ、さらに、資金調達力の強化も期待できます。

「中小会計要領」の詳細については、中小企業庁や金融庁のホームページをご覧ください。

○中小企業庁HP <http://www.chusho.meti.go.jp/>

○金融庁HP <http://www.fsa.go.jp/>

※ なお、ご不明な点がございましたら、本会事業振興部(☎018-863-8701)までお気軽にお問い合わせ下さい。